

平成26年度第3回平塚市国民健康保険運営協議会会議録

日時 平成26年(2014年)9月25日(木)

午後2時～午後2時25分

場所 平塚市博物館 1階講堂

- 1 出席者 小笠原会長、小室委員、須藤委員、高橋委員、玉谷委員、久保田委員、松井委員、小林委員、添田委員、出縄委員、小薄委員、竹村委員
以上委員12名
(欠席者：綾部委員、以上1名)

事務局：石田健康・こども部長、古矢保険年金課長、浦田課長代理、吉川課長代理、大平主任、金澤主事補

- 2 傍聴者 なし

3 諮問

石田健康・こども部長が「産科医療補償制度の対象外分娩に係る出産育児一時金の支給額の改定について」の諮問書を小笠原会長に手交し、審議のうえ、速やかに答申をいただけるようお願いの挨拶をした。

《事務局が各委員に諮問書の写しを配付した。》

4 開会

小笠原会長は、出席委員数が平塚市国民健康保険運営協議会規則第5条の規定による定足数に達していることを確認したうえ、平成26年度第3回平塚市国民健康保険運営協議会の開会を宣言した。

5 審議

次第に従い、順次議題を審議した。

会長： 議題(1)「平塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について～産科医療補償制度の対象外分娩に係る出産育児一時金の支給額の改定について～」を、議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

《事務局は、事前配布の資料1を使って説明した。》

事務局： それでは、事前に配布しました資料1をご覧ください。

この条例改正案は、健康保険法施行令の一部改正にあわせて、産科医療補償制度

の対象外分娩に係る出産育児一時金の支給額を改定するもので、12月市議会定例会に上程を予定しています。

お手元にあります、資料の1ページを御覧ください。

最初に、1として「改正の要旨」です。

まず、今回の改正の説明に入ります前に、中段の「こめじるし」を付けた産科医療補償制度について、少し説明させていただきます。

産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償機能と脳性麻痺の原因分析・再発防止の機能とを併せ持つ制度として創設されました。

分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対して、看護・介護のために、一時金として600万円と分割金として年間120万円を20回給付の2,400万円、総額3,000万円が補償金として支払われます。

同制度のための掛金は分娩機関が負担しますが、その負担に伴い分娩費の上昇が見込まれることから、保険料相当の3万円は出産育児一時金に上乗せされて支給されてきました。

それでは、「改正の要旨」の説明に入ります。「出産育児一時金の支給額」の表を御覧ください。

産科医療補償制度の対象外分娩と対象分娩について、現行と改正後に分けて載せております。太字の部分が改正箇所、健康保険法施行令の一部改正にあわせて、同制度の対象外分娩に係る出産育児一時金の支給額を「39万円」から「40万4千円」に改正するものです。

同制度の対象分娩に係る出産育児一時金の支給額「42万円」につきましては、変更はありません。

続きまして、2の「改正の理由」になります。

それでは、3ページと4ページ目にあります平成26年7月10日付け厚生労働省保険局国民健康保険課の事務連絡を御覧いただきながらお聞きください。

平成26年7月7日の厚生労働省・社会保障審議会・医療保険部会で、産科医療補償制度及び出産育児一時金を見直すことが了承されました。まず、産科医療補償制度の分娩機関が負担する保険料相当額については、当初見込んだ重度脳性麻痺児数が実際には少なかったことから、見直し後の重度脳性麻痺児数の推計とこれまでの剰余金等により、「3万円」から「1万6千円」に引き下げることとなりました。このことは、4ページの上段にあります「健保令の改正関係」の(2)に記載があります。一方、同制度の見直しに伴い出産育児一時金につきましては、4年前の前回の改定から出産費用が増加していることや、医療保険財政は厳しく、出産育児一時金の総額の引上げは困難などの理由から、同制度の対象外分娩に係る出産育児一時金の支給額は「39万円」から「40万4千円」に引き上げて、総額と同制度の対象分娩に係る出産育児一時金の支給額は「42万円」を維持することとなりました。このことは、4ページの2の「国保条例参考例及び国保組合格約令の改正関係」の(2)と、3ページの下線の部分に記載があります。

また、1 ページの 2 の「改正の理由」にお戻りください。中段以降になります。

健康保険法の対象となる全国健康保険協会、いわゆる協会けんぽや健康保険組合等の出産育児一時金につきましては、同制度の対象外分娩の場合、39 万円から 40 万 4 千円に引き上げる同法施行令の改正が予定されています。

しかし、国民健康保険では、出産育児一時金について国民健康保険法第 58 条第 1 項の規定により条例で定めることになっています。そこで、本市国民健康保険条例の関連条文を改正し、協会けんぽや健康保険組合等と同様に、同制度の対象外分娩に係る出産育児一時金の支給額を 1 万 4 千円引き上げることにより、被保険者の出産費用の負担の軽減を図ります。

次に、3 の「施行日」ですが、この改正は平成 27 年 1 月 1 日からになります。

出産育児一時金の支給額の引き上げを行うための条例の改正部分を見る「平塚市国民健康保険条例の一部改正に伴う新旧対照表」につきましては、2 ページになります。

最後に、同制度の対象外分娩に係る出産育児一時金の支給額の引き上げによる本市の財政上の影響につきまして、説明いたします。

支給額が引き上げられる対象外分娩のこれまでの実績の件数でみると、平成 22 年度 33 件、平成 23 年度 18 件、平成 24 年度 24 件、平成 25 年度 54 件でした。このうち、対象外分娩の件数が一番多い平成 25 年度の 54 件に引き上げ額の 1 万 4 千円を掛けてみても、1 年間に増額する支給額は 75 万 6 千円で、平成 25 年度の支給額総額の実績 1 億 3,603 万円余の 0.56% と少額であり、平成 27 年度以降の出産育児一時金に関する予算には、ほとんど影響がないとみています。

次に、今年度、平成 26 年度の出産育児一時金に関する予算額についてみても、平成 26 年度において引き上げが実施される平成 27 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの間に増額する支給額は、やはり対象外分娩の件数が一番多い平成 25 年度の件数から推計すると、19 万円ほどにしかならないと見込まれます。また、平成 26 年度の 8 月までの 5 か月間の支給実績は、135 件、5,629 万円余で、26 年度当初予算額 1 億 6,716 万円の 33.67% の支出であることなどから、やはりほとんど影響がないとみていますので、平成 26 年度国民健康保険特別会計の補正は実施いたしません。

なお、本件については、本国民健康保険運営協議会から承認の答申を受けられましたら、10 月 21 日の庁議に付議いたします。

また、議会には、11 月 17 日の定例行政報告会で報告のうえ、11 月 25 日に 12 月市議会定例会に上程いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

《特に意見質疑もなく、議題（１）「平塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について ～ 産科医療補償制度の対象外分娩に係る出産育児一時金の支給額の改定について ～」は、終わる。》

会 長： 御意見、御質問はありませんでした。それではこの辺で答申案の取りまとめをしたいと思います。

この諮問事項「産科医療補償制度の対象外分娩に係る出産育児一時金の支給額の改定について」に、諮問案を御承認いただけるでしょうか。

《全員一致で承認、答申の文案、日時については会長に一任された。》

次に、議題（２）「その他」について、事務局から何かありましたらお願いします。

事務局： 事務局からは特にありません。

《特に意見質疑もなく、議題（２）「その他」は、終わる。》

会 長： 用意された議題は全て終了しましたが、その他に委員の皆様から何か御意見あればお伺いしたいと思います。

《議題、意見は特になし。》

会 長： これをもちまして、閉会といたします。ありがとうございました。